

水田園芸推進による農業収益力向上事業実施要領

制定 令和 5 年 4 月 3 日付け石川県知事通達生振第 4 号
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日付け生振第 8 7 号

第 1 目 的

本県の農業生産額の半分を占める米は、今後も需要の減少が続くと見込まれており、農家所得を確保していくには、これまでの水稻主体の栽培から、野菜など園芸品目の栽培に転換していくことが重要である。このため、園芸品目の産地化や、既存産地の拡大を目指す地域に対して、農業協同組合（以下「農協」という）や市町と連携して園芸産地づくりを支援する。

第 2 事業の内容等

補助金の事業区分、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表 1 に定めるものとする

第 3 事業の実施手続

1 実施計画の策定

（１）事業実施主体は、水田園芸推進による農業収益力向上事業実施計画書（以下「実施計画」という）（別記様式第 1 号）を作成し、市町長（１つの事業実施地区の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合にあっては、原則として事業実施主体の事業所の所在する市町長。以下同じ。）に提出（別記様式第 2 号）するものとする。

（２）市町長は、（１）により提出された実施計画が本事業の趣旨に適合すると認めるときは、農林総合事務所長を経由の上知事に提出（別記様式第 3 号）するものとする。また、市町長は関係農協に実施計画の写しを送付するものとする。

2 実施計画の承認

知事は、（２）により提出された実施計画が適当と認めるときは、当該実施計画を承認するとともに、農林総合事務所長を経由して市町長に通知するものとする。

3 実施計画の重要な変更は、1 及び 2 までに準じて行うものとする。

第 4 事業の実施期間

本事業の事業実施期間は原則として当該年度内とする。ただし、当該年度の栽培に向け、資材購入やほ場の準備などが事前に必要な場合は、事業実施前年度の取組についても支援対象とする。

第5 補助金交付

- 1 県は、毎年度、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、地方自治法第232条の2の規定に基づいて、市町（広域的事業を実施する事業実施主体にあっては当該団体）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによるものとする。
- 2 規則第4条に規定する補助金交付申請書は別記様式第4号、規則第13条に規定する事業実績報告書は別記様式第5号のとおりとする。
- 3 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更とする。
 - （1）事業実施主体の変更
 - （2）事業費の30%を超える増減
- 4 事業実施主体は、自己又は自組織の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - （8）事業実施主体は、前項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している団体であってはならない。

第6 補助金交付申請等における消費税の取り扱い

- 1 補助金交付申請

市町長は、補助金の交付申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 2 補助金の交付決定

1のただし書きにより交付の申請がなされたものに係る補助金の交付決定は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時においてその相当額を減額することを条件として行うものとする。

3 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

1 のただし書きにより交付の申請をした市町長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還することとする。

4 県の補助金総額に生じた千円未満の金額は切り捨てるものとする。

第7 事業の着手

1 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ市町長を通じて知事の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記様式第9号）を、市町長を経由して知事に提出するものとする。

2 1 のただし書きにより補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の県からの文書による通知を受けて、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知の上で行うものとする。

3 市町長は、1 のただし書きによる補助金の交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

4 事業実施主体は、補助金の交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

第8 事業の実績報告

補助事業者は、交付決定に係る補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第5号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

第9 達成状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施翌年度から目標年度まで、事業実施の効果（以下「事業実施状況報告」という。）について、毎年度5月末日までに市町長（広域的事業を実施する事業実施主体にあっては、直接知事）に報告（別記様式第6号）するものとする。

2 市町長は、1により提出された事業実施状況報告の内容を精査し、これを取りまとめ、当該年度の翌年度の6月末日までに農林総合事務所長を経由して知事に提出（別記様式第7号）するものとする。

3 目標年度における栽培面積等の数値目標が達成されていない場合には、目標が達成されるまで、1及び2の報告を継続して提出するものとする。

- 4 事業実施主体は、3の報告にあたり、目標が達成されていない理由及び改善措置等について別記様式第8号により整理し、併せて報告するものとする。

第10 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を事業実施年度の翌年度から5年間保存するものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) その他

2 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (3) その他

3 往復文書（計画策定から実績報告に至るまでの各書類）

第11 事業の指導推進

市町、農林総合事務所、農協等関係機関は、密接な連携による推進体制の整備を図り、実施計画の策定及び実施についての指導助言等必要な援助を行うものとする。

第12 補助金の返還

補助金の交付を受けた事業実施主体が、著しく事業を縮小、あるいは休止・廃止した場合は、補助金の返還を命ずることができるものとし、その返還に関しては、規則第18条の定めるところによるものとする。

附 則 この実施要領は令和5年4月3日から施行する。

附 則 この実施要領は令和7年4月1日から施行する。